

総務委員会資料

教 育 委 員 会

令和6年12月12日・13日

1 条例案

第159号議案 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… P 1

2 一般事件案

第172号議案・第173号議案 公の施設の指定管理者の指定について …… P 2

3 予算案

第146号議案 令和6年度島根県一般会計補正予算（第7号）〔関係分〕 …… P 3

4 報告事項

(1) 県立高校魅力化ビジョンの骨子案について …… P 4

(2) 令和5年度生徒指導上の諸課題に関する状況について …… P 8

(3) 島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針（素案）

について …… P 19

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告を受けて、県立学校の教育職員に対して支給する産業教育手当及び定時制通信教育手当について所要の改正を行う必要がある。

2 背景

- ・ 高等学校の産業教育に従事する教員確保が必要
- ・ 実績支給のため、事務負担が大きい

3 条例の概要

(1) 手当の額の改正

手当名	改正前		改正後
産業教育手当	実習を伴う授業	授業1時間につき 300円	支給月額の限度額（※） 給料月額の100分の5
	週休日等の業務	1日につき 1,200円	
	正規の勤務時間以外（週休日等を除く。）の業務	1日につき 600円	
定時制通信教育手当	定時制（夜間）の業務	1日につき 900円	支給月額の限度額（※） 給料月額の100分の3.5 （教頭は100分の2.5）
	通信制の業務（日曜日）	1日につき 2,400円	支給月額の限度額（※） 給料月額の100分の2 （教頭は100分の1.5）

（※）人事委員会規則で定める額

(2) 勤務1時間当たりの給与額の算出

教育職員が勤務しないときに給与から減額する勤務1時間当たりの給与額に産業教育手当及び定時制通信教育手当を加える。

(3) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

(4) (1)に伴う規定の整理

4 施行期日

令和7年4月1日

公の施設の指定管理者の指定について

1 対象施設及び指定管理者の業務等

議案番号	第172号	第173号
施設名	島根県立青少年の家	島根県立古墳の丘古曾志公園
所在地	出雲市小境町	松江市古曾志町
主な業務	施設及び設備の使用許可、使用料の徴収及び維持管理業務等	同左
指定する期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで（5年間）	同左
公募額	435,553千円	41,325千円

2 指定管理者候補の選定

施設名	島根県立青少年の家	島根県立古墳の丘古曾志公園
応募者数	1者	1者
応募者	北陽ビル管理株式会社	株式会社M I しまね
応募額	434,700千円	41,325千円
選定方法	令和6年10月に指定管理者候補選定委員会（委員5名）による面接審査を実施	同左
審査状況	提出された事業計画を審査し、条例で定められた指定基準を満たす者と判断	同左
主な選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明確な管理・運営上の基本方針のもと、誠実に指定管理業務に取り組む意欲が認められる。 ・ コストを抑えた管理体制の構築や中長期の修繕計画による施設の長寿命化を図った上で、周辺環境整備も含めて施設全体の安全を最優先とした維持管理に取り組む姿勢がみられる。 ・ 資質向上に向けた充実した職員研修の実施や利用者ニーズの的確な把握など、利用促進に向け、サービス水準の向上を図るための提案がなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求める仕様を上回る清掃の実施など、施設利用者のための快適な環境づくりに向けた提案がなされている。 ・ 危機管理対応、苦情対応の着実な実施とともに、アンケートの実施など、施設利用者からの要望把握に積極的に取り組む姿勢がみられる。 ・ 過去の支出実績や市場価格等を踏まえ、収支計画が適正に作成されており、安定的な管理運営が期待できる。
選定結果	応募者を指定管理者候補に選定	同左

令和6年度島根県一般会計補正予算（第7号）
〈教育委員会所管分〉

1. 債務負担行為

（単位：千円）

事項		期間	限度額	所管課
1	高等学校入学者選拔出願システム整備事業費	令和6年度～令和11年度	142,661	教育指導課
2	青少年の家管理運営事業費	令和7年度～令和11年度	434,700	社会教育課
3	古墳の丘古曾志公園管理運営事業費	令和7年度～令和11年度	41,325	文化財課

県立高校魅力化ビジョンの骨子案について

1 県立高校魅力化ビジョンとは

- ・ 今後の県立高校の在り方検討委員会からの提言を踏まえ、平成31年2月に2020年代の県立高校における教育の基本的な方向性及び具体的な取組を「県立高校魅力化ビジョン」として策定
- ・ 策定に当たっては、向こう10年間の「方向性」及び前半5年間の「具体的な取組」を示し、後半5年間の取組については改めて検討していくこととした。

2 計画期間の変更

上位計画である島根創生計画及びしまね教育魅力化ビジョンの次期計画が令和6年度までであるため、前半の期間を1年延長して平成31年度から令和6年度までとし、後半の期間を令和7年度から令和11年度までとする。

計画名	位置付け	策定年	計画期間	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
島根創生計画	県行政の最上位計画	R2.3	5年		現行計画					次期計画				
しまね教育魅力化ビジョン	県教育振興基本計画	R2.3	5年		現行ビジョン					次期ビジョン				
県立高校魅力化ビジョン	「県立高等学校再編成基本計画」(H21~30)を前身とする計画	H31.2	10年 ↓ 11年	当初ビジョン										
				前半(5年→6年)					後半					

3 県立高校魅力化ビジョンの骨子案

現行ビジョンの章立てを継承するとともに、各項目については、次期上位計画との整合性などを考慮しながら、教育行政を取り巻く環境の変化、前半の取組の成果、達成状況等を反映するよう、後半の具体的な取組を検討

骨子案は、別紙のとおり

4 スケジュール(予定)

- 1月 総務委員会 県立高校魅力化ビジョン(素案)の報告
- 3月 総務委員会 県立高校魅力化ビジョン(案)の報告

県立高校魅力化ビジョン 前半の概要及び後半の具体的な取組（骨子案）

第1章 「生きる力」を育む魅力ある高校と地域づくりの推進

★ 地域に根ざした小さな高校が魅けた大きな教育効果を全县に広げ、全国に誇れる島根らしい魅力ある高校づくりを進める

<前半の具体的な取組>

<後半の具体的な取組>（骨子案）



第2章 生徒自らが選び、学び、夢を叶える高校づくりの推進

★ 主体的な学習を促し、個性、適性、志向性に応じた多様な学びを生徒一人一人が追求できる、魅力ある高校づくりを進める

＜前半の具体的な取組＞

1 「求める生徒像」の確立と入学者選抜方法の改善

- 「求める生徒像」の確立及び情報提供
- 各高校の魅力や特色が効果的に伝わる情報発信の方法検討
- GDや英語等によるプレゼン等、推薦選抜における独自試験の導入検討
- 県教育委員会での成果・課題及び選抜方法の検討

＜特色選抜の開始と継続的な検証・改善＞

＜選抜方法の継続的な検証・改善＞

2 特色ある学科・コースの設置による、主体的な学びの推進

(1) 普通科高校

- 各学校の実情や生徒進路に対応した教育課程の編成、新たな学科・コース設置や学校設定教科・科目の開設検討
- 単位制の導入検討
- 新たな魅力ある取組の研究

(2) 専門高校

- 施設・整備の更新・充実、専門科目担当教員の確保検討
- 先進的で高度な知識、技術の体験やSPHの指定
- 地域課題解決型学習を通じた地域社会との関わり
- 近隣高校との連携等による、新たな魅力ある取組の研究

(3) 総合学科高校

- 教育課程を工夫し、新たな系列の設置等について研究

(4) 定時制・通信制高校（課程）

- きめ細やかな教育活動の推進及びキャリア教育の充実
- 新たな学校設定教科・科目の開設など教育課程を研究

(5) 中高一貫教育校

- 成果や課題の情報共有とコンソーシアム等において校種間のよりよい連携のあり方検討
- 地域課題を解決できる人材の育成

3 生徒の主体性が発揮される高校づくりの推進

- 生徒自身がよりよい高校づくりに参画できる活動支援

4 学びのセーフティネットの構築

- 全日制及び定時制課程への転学について、より柔軟な対応を課題を踏まえ検討
- 入学後の同一校内における学科変更について、各校の実情に応じて対応
- 通信制課程について、後期（10月）新入学の受入れについても検討

＜国の新制度などを活用した取組の研究＞

【削除】

5 インクルーシブ教育システムの推進

- 校内委員会の機能強化、合理的配慮に基づく教育環境の整備
- 「高校特別支援教育ネットワーク」の拡充
- 通級による指導充実、実施校拡大、担当教員の育成

＜連携の強化＞

＜通級指導の充実＞

6 ICTを活用した授業改善の推進

- ICT環境の更なる整備や効果的な活用等を検討
- スキル向上のための教員研修の実施、ICTの特性や強みを生かした学習の充実

＜ICTを活用した教育庁における取組の推進＞

＜ICTを活用した各学校における取組の推進＞

＜後半の具体的な取組＞（骨子案）

1 「求める生徒像」の確立と入学者選抜方法の改善

① 各学校における特色選抜に係る新たな選抜方法の導入や出願要件に関する継続的な検証と改善

② 高校入学者選抜の在り方に係る継続的な検証と改善

2 特色ある学科・コースの設置による、主体的な学びの推進

(1) 普通科高校

① 各学校の実情や生徒進路に対応した教育課程の編成、新たな学科・コース設置や学校設定教科・科目の開設検討

② 単位制の導入検討

③ 新たな魅力ある取組の研究

(2) 専門高校

【新設】 ① 地域や社会のニーズなど時代に応じた学科の設置や教育課程の編成を検討

② 施設・整備の更新・充実、専門科目担当教員の確保検討

③ 先進的で高度な知識、技術の体験による専門的職業人の育成

④ 探究的な学びを通じた地域社会との関わり

⑤ 近隣高校との連携等による、新たな魅力ある取組の研究

(3) 総合学科高校

① 教育課程を工夫し、新たな系列の設置等について研究

(4) 定時制・通信制高校（課程）

① きめ細やかな教育活動の推進及びキャリア教育の充実

② 新たな学校設定教科・科目の開設など教育課程を研究

【新設】 ③ 通信制高校の添削指導におけるデジタル教材の活用に向けた研究

【新設】 ④ 通信制高校の面接指導における双方向の遠隔授業、オンデマンド教材などメディアを利用した教育の研究、対話的・協働的な学びの推進

(5) 中高一貫教育校

① 校種間のよりよい連携の在り方の検討

② 地域課題を解決できる人材の育成

3 生徒の主体性が発揮される高校づくりの推進

① 各学校における実践的な主権者教育

② 各学校における積極的な生徒会活動

③ 各学校における生徒の学校運営への参画

4 教育上の支援が必要な子どもの学びの保障

① 学びのセーフティネットの構築

① 各学校における生徒一人ひとりの実情に応じた柔軟な履修及び単位修得認定

【新設】 ② 帰国・外国人生徒等への日本語指導の充実

【新設】 ③ 生徒一人ひとりの「学ぶ権利」を保障するための学校づくり

2 インクルーシブ教育システムの推進

① 合理的配慮の更なる理解啓発

② 生徒個々の教育的ニーズに応じた個別最適な学びの実践

③ 高校間及び中学校・高校間での連携強化

④ 通級による指導の更なる充実

5 ICTを活用した授業改善の推進

① ICTを活用した情報活用能力の育成と教員の指導力向上

② 各学校におけるICT活用教育の推進

第3章 将来を見通した教育環境の整備

★ 将来を見通した各高校・指導の在り方の実現に向けた環境整備を推進する

<前半の具体的な取組>

<後半の具体的な取組> (骨子案)

1 地域別の高校の在り方

(1) 都市部（松江市、出雲市）

- 新しい学科等の開設や単位制の導入について検討
- 地域における高校・学科の在り方について検討

(2) その他地域（松江、出雲地域を除く地域）

- 地域と協働しながら魅力化・特色化を推進
- 新しい学科等の開設や単位制の導入について検討
- 地域における高校・学科の在り方や配置について検討

(3) 松江市内普通科3校と通学区

- 2021年度入学選抜より通学区を撤廃
- 各高校の独自の魅力化・特色化を推進及び中学生等への周知

(4) 地域外入学制限

- 大田、浜田、益田の地域外入学制限の撤廃
- 松江北、松江南、松江東、出雲の制限は当面維持、適切な時期に在り方を検討

(5) 浜田市、江津市の県立高校の方向性

- 各高校において、魅力化・特色化を推進
- 地域における高校・学科の在り方や配置について検討

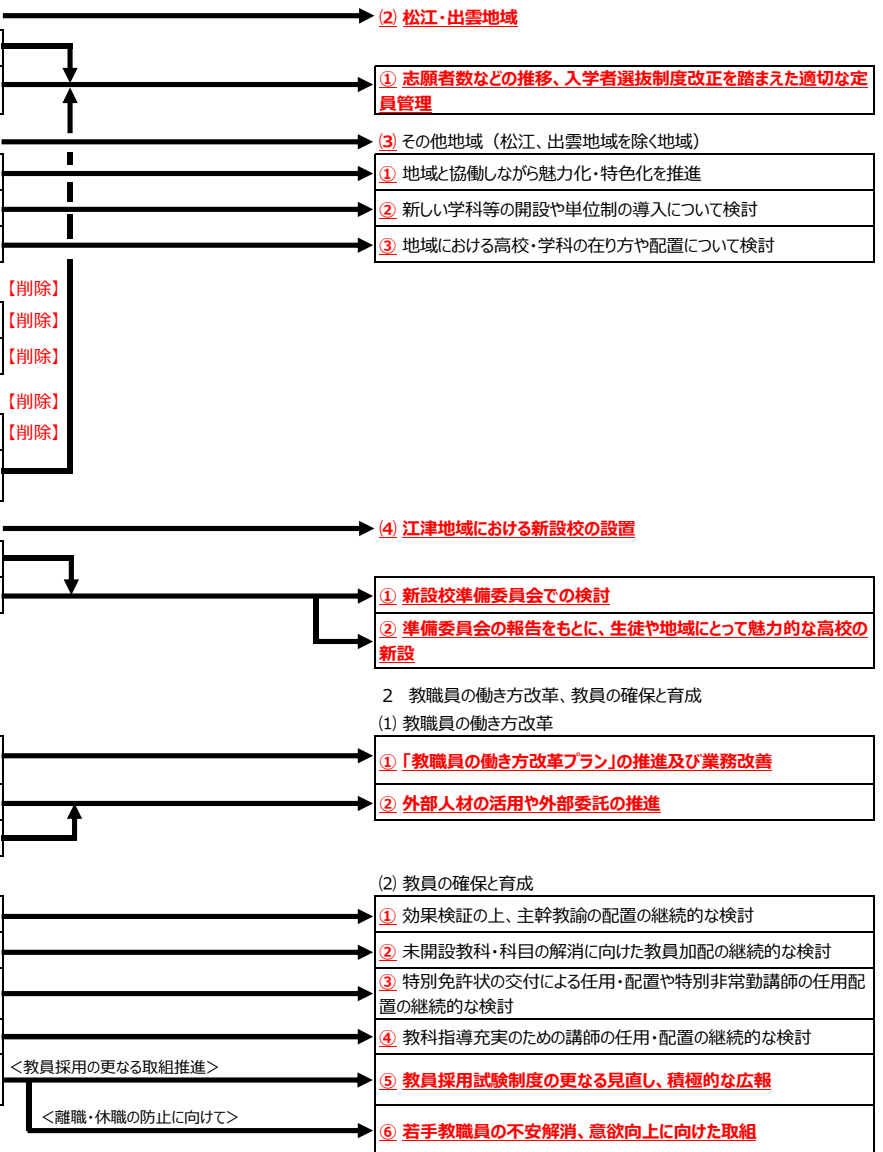
2 教職員の働き方改革、教員の確保と育成

(1) 教職員の働き方改革

- 「教職員の働き方改革プラン」の推進、学校業務改善事例集の活用
- 業務アシスタントの効果検証、配置拡充
- 部活動指導員の導入、地域指導者の活用

(2) 教員の確保と育成

- 主幹教諭の配置について、効果検証の上、段階的に拡充
- 未開設教科・科目の解消に向けた教員加配を継続・拡大
- 特別免許状の交付による任用・配置や特別非常勤講師の任用配置の継続的な検討
- 教科指導充実のための講師の任用・配置の継続
- 教員の養成や育成について、大学等と連携を密にし、養成プログラムの研究を実施



令和5年度生徒指導上の諸課題に関する状況について

【 】内は対前年度比
全国との比較は国公立

I 島根県の調査結果の概要

※ 義務教育学校前期課程は小学校、後期課程は中学校に数値を計上

1 暴力行為の発生件数（公立小学校・中学校・高等学校） 別紙資料1参照

(1) 公立小学校・中学校・高等学校の合計は621件【▲291件】、1,000人当たりの発生件数は9.6件【▲4.4件】。

発生件数、1,000人当たりの発生件数いずれも前年度と比べ減少となっている。

県内国公立1,000人当たりの発生件数（9.2件）は、全国平均の8.7件を上回っている。

(2) 校種別では、小学校では383件【▲233件】、中学校では216件【▲66件】、高等学校では22件【+8件】。

2 いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

別紙資料2参照

(1) 公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の認知件数の合計は3,527件【+375件】、1,000人当たりの認知件数は53.8件【+6.2件】。

認知件数、1,000人当たりの認知件数いずれも3年連続の増加。

県内国公立1,000人当たりの認知件数（50.9件）は、全国平均の57.9件を下回っている。

(2) 校種別では、小学校では2,029件【+75件】、中学校では1,184件【+214件】、高等学校では257件【+58件】、特別支援学校では57件【+28件】。

3 小学校・中学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立） 別紙資料3参照

(1) 公立小学校・中学校の不登校児童生徒数の合計は2,283人【+372人】、1,000人当たりの人数は45.9人【+8.0人】。

不登校児童生徒数、1,000人当たりの人数ともに8年連続の増加。

県内国公立1,000人当たりの人数（45.6人）は、全国平均の37.2人を上回っている。

(2) 校種別では、小学校では974人【+186人】、中学校では1,309人【+186人】。

4 高等学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

別紙資料4参照

- (1) 公立高等学校の不登校生徒数は307人【+14人】、1,000人当たりの人数は23.2人【+1.1人】。

不登校生徒数、1,000人当たりの人数ともに増加に転じた。

県内国公立1,000人当たりの人数（25.4人）は、全国平均の23.5人を上回っている。

- (2) 定時制では2年連続の減少だが、全日制では4年連続で増加した。

5 高等学校中途退学者等の状況（公立）

別紙資料5参照

- (1) 公立高等学校の中途退学者数は98人【増減なし】。在籍者数に対する割合は0.7%【増減なし】。

中途退学者数は前年度と同数であった。

県内国公立の在籍者数に対する割合（1.1%）は、全国平均の1.5%を下回っている。

- (2) 課程別では、全日制42人【▲2人】、定時制21人【+6人】、通信制35人【▲4人】。

II 島根県の対応（公立学校）

島根県では生徒指導上の個別の課題に対して、以下の取組等を進めている。

1 暴力行為

教育活動全体を通じて、児童生徒に対し、他者を思いやり、傷つけない人に育つことを意識した日常の働きかけや校内の雰囲気づくりを推進している。

暴力行為の背景には、様々な要因がある。教職員が、それらを多面的かつ客観的に理解したうえで指導を行う必要があることを再認識できるよう、日頃から研修等を通じて伝えている。

2 いじめ

いじめの定義を正しく理解し、積極的な認知を通して、初期段階からいじめを見逃さないという姿勢を教職員間で共有するとともに、いじめを許さない環境づくりを推進している。

早期発見の取組として、日々の健康観察やアンケート調査、面談週間を実施するなどして、いじめの兆候を見逃さないようにするほか、校内で相談しやすい体制を整備したり、学校外の相談窓口を紹介したりするよう、学校に働きかけている。

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童生徒の安全確保を何よりも優先し、迅速に対応すると同時に、いじめ防止対策推進法や各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめを訴える児童生徒にとって、状況の改善が感じられるような支援につなげていくことを学校に求めている。

3 不登校

すべての児童生徒にとって、他者との絆を感じながら、安全・安心な居場所となる魅力ある学校・学級づくり、授業づくりを推進している。

教職員個人の力量に頼るのではなく、チーム学校として、個々の状況に応じた具体的な支援を展開するため、令和5年8月に「不登校支援リーフレット（教職員向け）」を作成し、県内公立学校に配布した。不登校支援やその対応について、校内の教職員研修等でのリーフレット活用の好事例を収集し、各校に情報を提供している。また、生徒指導主事研修等を通じて教職員の相談力向上を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家とも連携し、多角的・多面的な児童生徒理解に基づいた教育相談体制を築くことを推進している。

また、令和6年3月に実施した「不登校に関するアンケート調査」から、不登校を経験した児童生徒の受け止めとしては、人間関係に起因するものが多い傾向があり、学校との認識に違いがあることがわかった。不登校のきっかけが、必ずしも学校の捉え方と一致していないことを学校に伝え、教職員一人ひとりの意識の変化を図り、不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた支援につなげていく。併せて、あらゆる機会を通じて、不登校児童生徒に関わる方に調査結果を伝え、適切な支援についての意見交換を進めている。

児童生徒の不登校の状態や背景、要因を適切にアセスメントし、教育支援センター、いわゆるフリースクールなどの関係機関を交え、児童生徒の多様な学びに向けた支援のあり方について連携を図っている。

4 中途退学

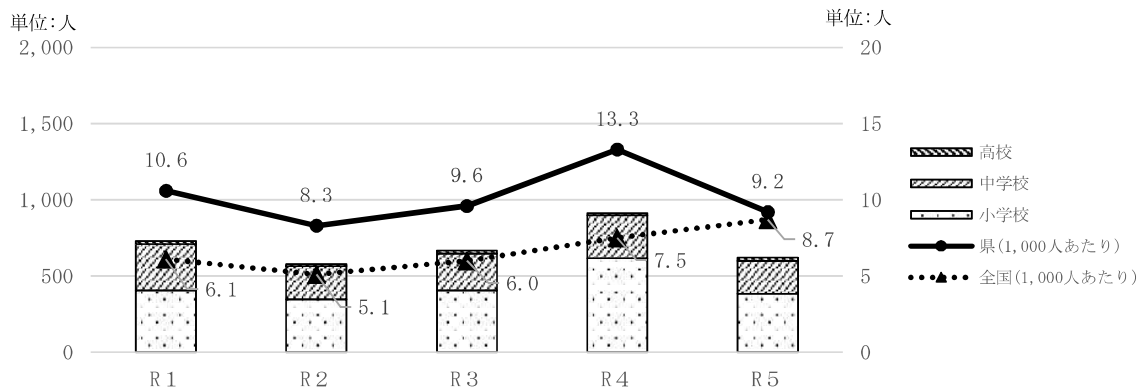
キャリア教育や進路指導等の日常的な教育活動を通じて、生徒が社会的自立に向けた資質・能力を身に付けるように働きかけている。

また、中途退学した場合のリスクとして、高校卒業の資格を前提としている多くの職業、大学や専門学校などの進路への選択肢が少なくなったり、引きこもり状態になったりする可能性もあることから、未然防止や早期に気づくことの重要性を学校に伝えている。

生徒の生活、学業、進路について、チーム学校として情報を共有し、具体的な対応や支援を行うことを推進している。

資料1 暴力行為の発生件数（公立小学校・中学校・高等学校）

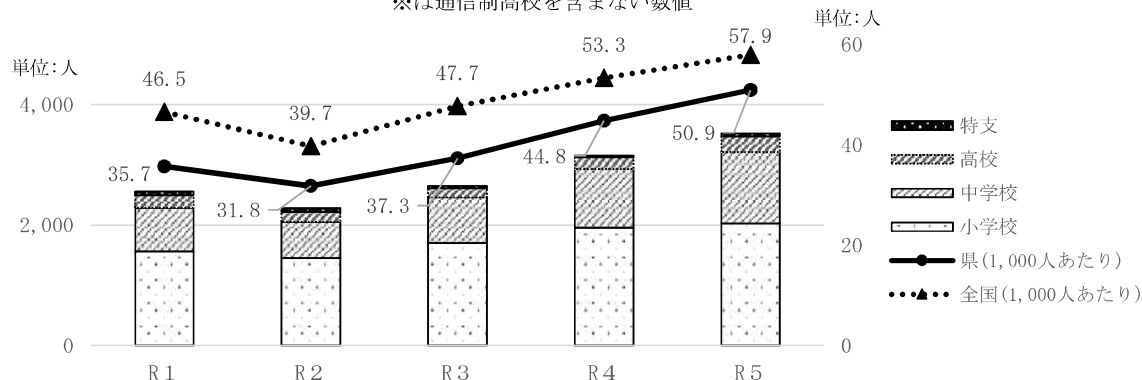
	小学校 発生件数 (1,000人あたり)	中学校 発生件数 (1,000人あたり)	高等学校 発生件数 (1,000人あたり)	合計 発生件数 (1,000人あたり)	県(国公立) 発生件数 (1,000人あたり)	全国(国公立) 発生件数 (1,000人あたり)
R 1	406 (11.8)	304 (17.9)	18 (1.2)	728 (10.9)	761 (10.6)	(6.1)
R 2	347 (10.2)	217 (12.8)	14 (0.9)	578 (8.7)	591 (8.3)	(5.1)
R 3	406 (12.0)	240 (14.0)	21 (1.4)	667 (10.2)	679 (9.6)	(6.0)
R 4	616 (18.3)	282 (16.7)	14 (0.9)	912 (14.0)	932 (13.3)	(7.5)
R 5	383 (11.6)	216 (13.0)	22 (1.5)	621 (9.6)	639 (9.2)	(8.7)



資料2 いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

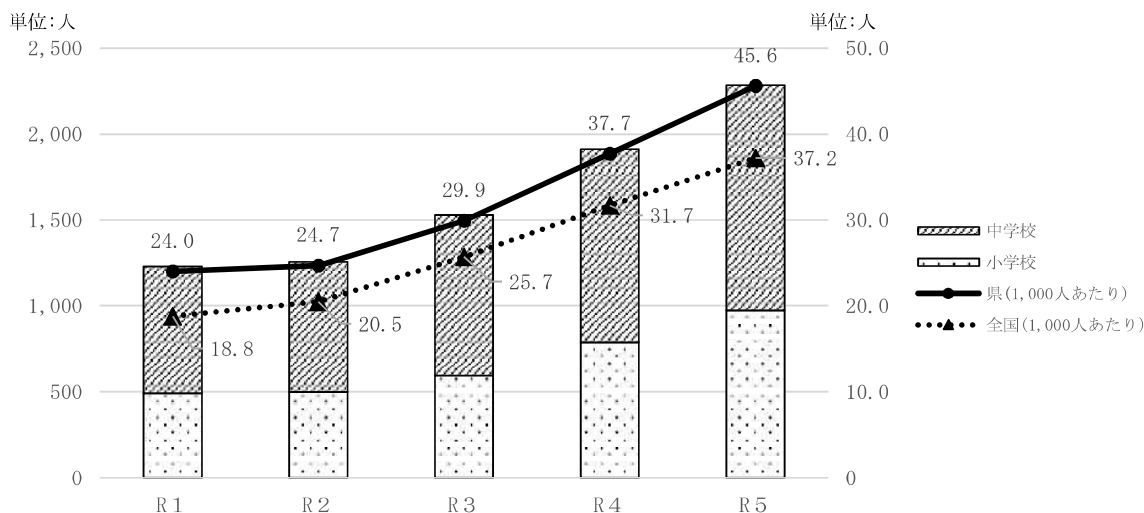
	小学校 認知件数 (1,000人あたり)	中学校 認知件数 (1,000人あたり)	高等学校 認知件数 (1,000人あたり)	特別支援学校 認知件数 (1,000人あたり)	合計 認知件数 (1,000人あたり)	県(国公立) 認知件数 (1,000人あたり)	全国(国公立) 認知件数 (1,000人あたり)
R 1	1,567 (45.7)	724 (42.5)	208 (13.4)	62 (62.1)	2,561 (37.7)	2,607 (35.7)	(46.5)
R 2	1,452 (42.6)	603 (35.5)	164 (10.8)	63 (63.8)	2,282 (33.9)	2,305 (31.8)	(39.7)
R 3	1,704 (50.4)	755 (44.1)	154 (10.4)	37 (38.0)	2,650 (39.7)	2,672 (37.3)	(47.7)
R 4	1,954 (58.2)	970 (57.4)	199 (13.5)	29 (29.2)	3,152 (47.6)	3,187 (44.8)	(53.3)
R 5	2,029 (61.2)	1,184 (71.2)	257 (17.4)	57 (58.8)	3,527 (53.8)	3,587 (50.9)	(57.9)

※は通信制高校を含まない数値



資料3 小学校・中学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

	小学校 不登校児童数 (1,000人あたり)	中学校 不登校生徒数 (1,000人あたり)	合計 (1,000人あたり)	県(国公立) 不登校児童生徒数 (1,000人あたり)	全国(国公立) 不登校児童生徒数 (1,000人あたり)
R 1	491 (14.3)	739 (43.4)	1,230 (24.0)	1,257 (24.0)	(18.8)
R 2	498 (14.6)	759 (44.7)	1,257 (24.6)	1,283 (24.7)	(20.5)
R 3	595 (17.6)	933 (54.5)	1,528 (30.0)	1,551 (29.9)	(25.7)
R 4	788 (23.5)	1,123 (66.5)	1,911 (37.9)	1,937 (37.7)	(31.7)
R 5	974 (29.4)	1,309 (78.7)	2,283 (45.9)	2,315 (45.6)	(37.2)



理由別長期欠席者数（小学校）

◆小数点第3位を四捨五入し、有効数字が小数点第2位までとなっている。

在籍者数	理由別長期欠席者数（割合）						
	病気	経済的理由	不登校	新型コロナ	その他	計	
R 3	33,806	31 (0.09%)	0 (0%)	595 (1.76%)	18 (0.05%)	84 (0.25%)	728 (2.15%)
R 4	33,573	58 (0.17%)	0 (0%)	788 (2.35%)	54 (0.16%)	148 (0.44%)	1,048 (3.12%)
R 5	33,140	66 (0.20%)	1 ◆(0.00%)	974 (2.94%)	—	75 (0.23%)	1,116 (3.37%)

※R 2～R 4：「長期欠席者」には、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の児童を計上し、「新型コロナウイルスの感染回避」を追加

※R 5～：「新型コロナウイルスの感染回避」を削除

理由別長期欠席者数（中学校）

在籍者数	理由別長期欠席者数（割合）						
	病気	経済的理由	不登校	新型コロナ	その他	計	
R 3	17,104	96 (0.56%)	0 (0%)	933 (5.45%)	17 (0.10%)	67 (0.39%)	1,113 (6.51%)
R 4	16,886	83 (0.49%)	0 (0%)	1,123 (6.65%)	55 (0.33%)	83 (0.49%)	1,344 (7.96%)
R 5	16,640	82 (0.49%)	0 (0%)	1,309 (7.87%)	—	16 (0.10%)	1,407 (8.46%)

※R 2～R 4：「長期欠席者」には、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の生徒を計上し、「新型コロナウイルスの感染回避」を追加

※R 5～：「新型コロナウイルスの感染回避」を削除

不登校児童生徒の欠席期間別実人数（公立小学校・中学校）

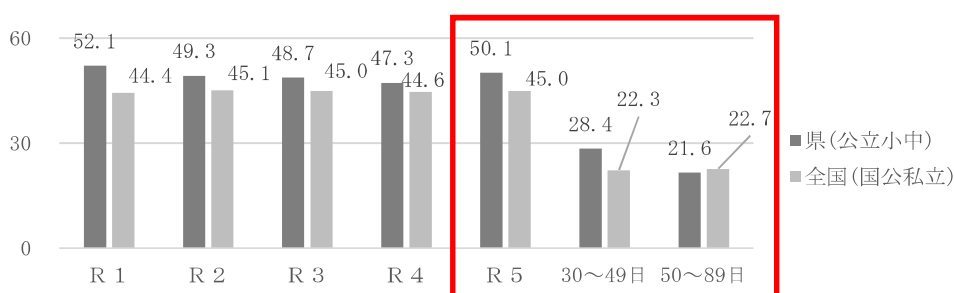
◆構成比の割合は小数点第2位を四捨五入しているため、(1)-1と(1)-2の構成比の合計と(1)の構成比は合わない。

年度	種別	(1) 欠席日数30～89日				構成比 (%)	(2) 欠席日数90日以上で出席日数11日以上	構成比 (%)	(3) 欠席日数90日以上で出席日数1～10日	構成比 (%)	(4) 欠席日数90日以上で出席0日	構成比 (%)	不登校児童生徒数	
		(1)-1 欠席日数30～49日	構成比 (%)	(1)-2 欠席日数50～89日	構成比 (%)									
R 1	県	—	—	—	—	641	52.1	482	39.2	67	5.4	40	3.3	1,230
	全国	—	—	—	—	80,415	44.4	78,571	43.3	14,928	8.2	7,358	4.1	181,272
R 2	県	—	—	—	—	620	49.3	476	37.9	106	8.4	55	4.4	1,257
	全国	—	—	—	—	88,356	45.1	82,203	41.9	17,307	8.8	8,261	4.2	196,127
R 3	県	—	—	—	—	744	48.7	620	40.6	110	7.2	54	3.5	1,528
	全国	—	—	—	—	110,285	45.0	106,922	43.7	19,187	7.8	8,546	3.5	244,940
R 4	県	—	—	—	—	903	47.3	795	41.6	144	7.5	69	3.6	1,911
	全国	—	—	—	—	133,379	44.6	133,702	44.7	22,353	7.5	9,614	3.2	299,048
R 5	県	649	28.4	494	21.6	1,143	◆50.1	928	40.6	139	6.1	73	3.2	2,283
	全国	77,426	22.3	78,664	22.7	156,090	45.0	154,124	44.5	25,537	7.4	10,731	3.1	346,482

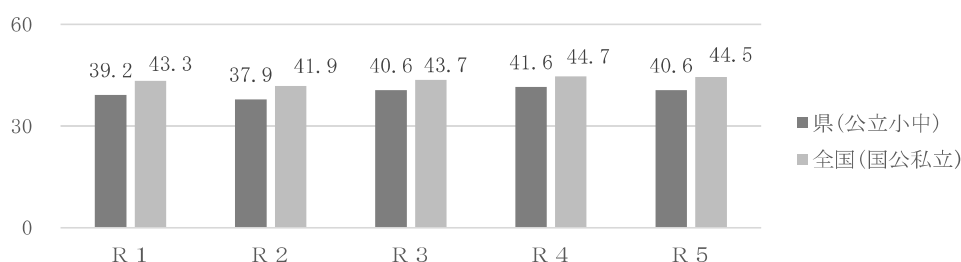
※令和5年度調査から、欠席日数50以上の項目が追加

注：全国の数値は、国公立小学校・中学校の合計

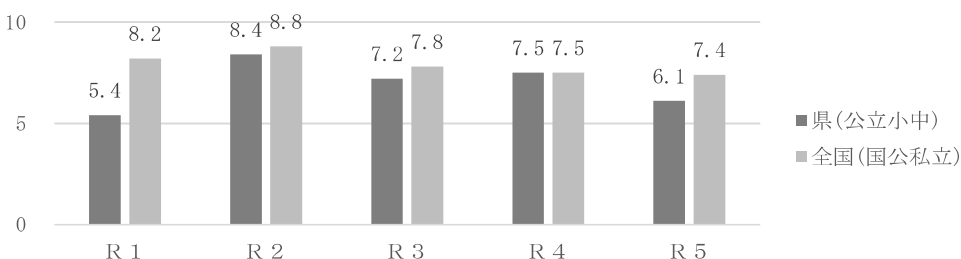
(1)不登校児童生徒のうち欠席日数30～89日の者の割合 (%)



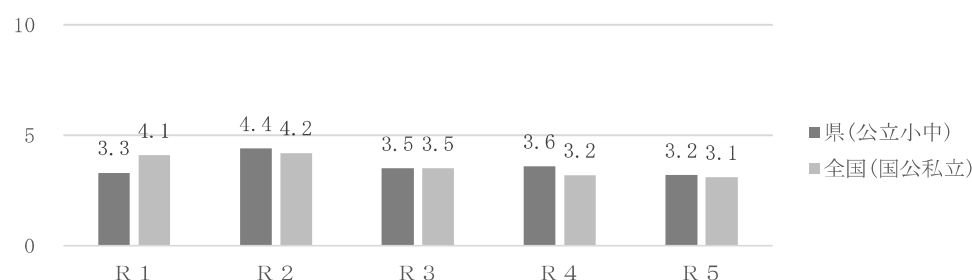
(2)不登校児童生徒のうち欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者の割合 (%)



(3)不登校児童生徒のうち欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者の割合 (%)

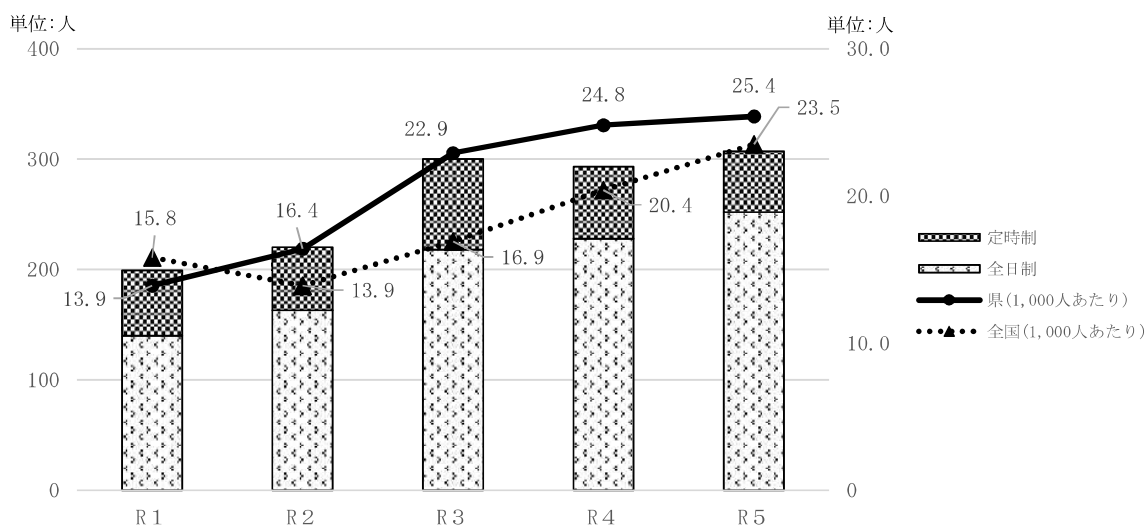


(4)不登校児童生徒のうち欠席日数90日以上で出席0日の者の割合 (%)



資料4 高等学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

	全日制 不登校生徒数 (1,000人あたり)	定時制 不登校生徒数 (1,000人あたり)	合計 (1,000人あたり)	県(国公立) 不登校生徒数 (1,000人あたり)	全国(国公立) 不登校生徒数 (1,000人あたり)
R 1	140 (10.1)	59 (179.3)	199 (14.1)	251 (13.9)	(15.8)
R 2	163 (12.1)	57 (164.3)	220 (16.0)	290 (16.4)	(13.9)
R 3	218 (16.7)	82 (250.0)	300 (22.5)	392 (22.9)	(16.9)
R 4	228 (17.7)	65 (182.1)	293 (22.1)	421 (24.8)	(20.4)
R 5	252 (19.6)	55 (144.4)	307 (23.2)	427 (25.4)	(23.5)



理由別長期欠席者数（全日制及び定時制高等学校）

	在籍者数	理由別長期欠席者数（割合）					計
		病気	経済的理由	不登校	新型コロナ	その他	
R 3	13,343	70 (0.52%)	0 (0%)	300 (2.25%)	25 (0.19%)	15 (0.11%)	410 (3.07%)
R 4	13,255	104 (0.78%)	0 (0%)	293 (2.21%)	68 (0.51%)	63 (0.48%)	528 (3.98%)
R 5	13,212	94 (0.71%)	0 (0%)	307 (2.32%)	—	32 (0.24%)	433 (3.28%)

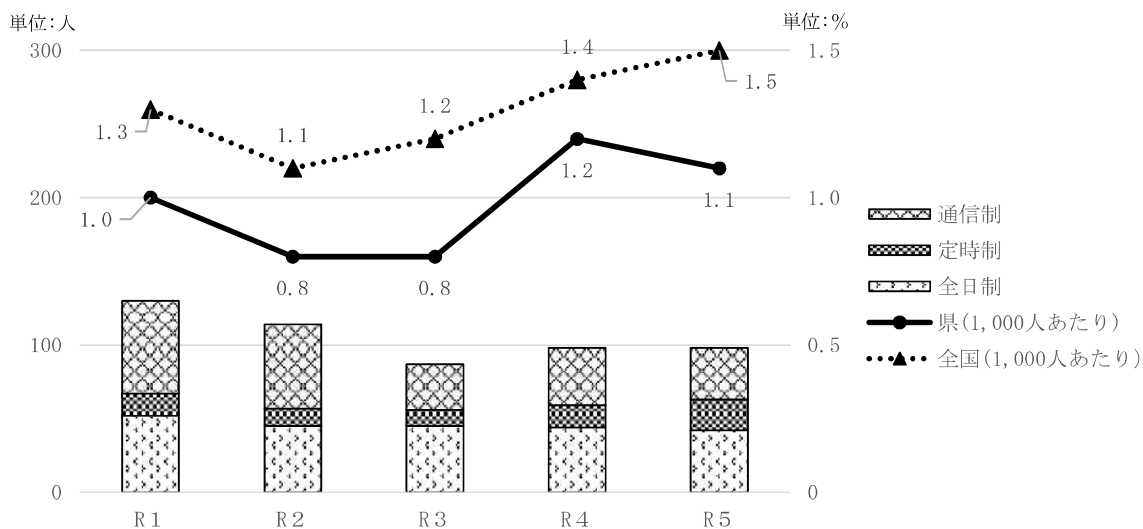
※R 2～R 4：「長期欠席者」には、「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上の生徒を計上し、「新型コロナウイルスの感染回避」を追加

※R 5～：「新型コロナウイルスの感染回避」を削除

資料5 高等学校中途退学者等の状況（公立）

	公立全日制 中途退学者数 (割合)	公立定時制 中途退学者数 (割合)	公立通信制 中途退学者数 (割合)	合計 (割合)	県(国公立) 中途退学者数 (割合)	全国(国公立) 中途退学者数 (割合)
R 1	52 (0.4%)	15 (4.6%)	63 (4.5%)	130 (0.8%) ※ 67 (0.5%)	202 (1.0%)	(1.3%)
R 2	45 (0.3%)	12 (3.5%)	57 (4.0%)	114 (0.7%) ※ 57 (0.4%)	159 (0.8%)	(1.1%)
R 3	45 (0.3%)	11 (3.4%)	31 (2.1%)	87 (0.6%) ※ 56 (0.4%)	142 (0.8%)	(1.2%)
R 4	44 (0.3%)	15 (4.2%)	39 (2.6%)	98 (0.7%) ※ 59 (0.4%)	224 (1.2%)	(1.4%)
R 5	42 (0.3%)	21 (5.5%)	35 (2.2%)	98 (0.7%) ※ 63 (0.5%)	210 (1.1%)	(1.5%)

※は通信制高校を含まない数値



(参考)

1. 暴力行為の発生件数（公立小学校・中学校・高等学校）

(1) 形態別 ※()内数値…前年度

① 対教師暴力	115 件	(129)	[小	95 (107)	中	19 (20)	高	1 (2)]
加害児童生徒数	65 人	(72)	[小	49 (52)	中	15 (18)	高	1 (2)]
② 生徒間暴力	338 件	(561)	[小	178 (364)	中	147 (188)	高	13 (9)]
加害児童生徒数	340 人	(531)	[小	181 (340)	中	144 (182)	高	15 (9)]
③ 対人暴力	3 件	(1)	[小	1 (1)	中	0 (0)	高	2 (0)]
加害児童生徒数	3 人	(1)	[小	1 (1)	中	0 (0)	高	2 (0)]
④ 器物損壊	165 件	(221)	[小	109 (144)	中	50 (74)	高	6 (3)]
加害児童生徒数	179 人	(217)	[小	112 (136)	中	61 (77)	高	6 (4)]

(2) 加害児童生徒の学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	合計
R 3	46	76	60	57	86	64	120	83	54	2	9	10	667
R 4	60	65	91	89	99	106	115	99	57	6	5	4	796
R 5	36	67	63	38	68	57	111	58	49	5	16	3	571

2. いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

(1) いじめの認知件数の学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	特支	合計
R 3	238	252	295	296	403	220	372	255	128	75	67	12	37	2,650
R 4	246	271	347	337	410	343	456	333	181	103	63	33	29	3,152
R 5	247	349	351	373	391	318	680	314	190	131	75	51	57	3,527

(2) いじめの発見のきっかけ

		学校の教職員等が発見(1,011件)					学校の教職員以外からの情報により発見(2,141件)							
		学級担任 が発見	学級担任 以外の教 職員が発 見	養護教諭 が発見	スクール カウンセ ラー等 の相談員 が発見	アンケー ト調査な ど学校の 取組によ り発見	本人から の訴え	当該児童 生徒の保 護者から の訴え	児童生徒 (本人を 除く)か らの情報	保護者 (本人の 保護者を 除く)か らの情報	地域住民 からの情 報	学校以外 の関係機 関(相談 機関を含 む)から の情報	その他 (匿名に よる投書 など)	合計
R 4	小	373	151	21	4	15	557	523	240	49	3	13	5	1,954
	中	107	165	36	0	38	305	164	111	21	0	13	10	970
	高	7	2	4	2	77	71	21	11	3	0	1	0	199
	特	4	3	0	0	2	16	2	1	1	0	0	0	29
	計	491	321	61	6	132	949	710	363	74	3	27	15	3,152
R 5	小	371	125	13	3	15	713	525	198	37	15	12	2	2,029
	中	209	206	36	2	42	365	179	109	19	7	10	0	1,184
	高	5	6	2	2	84	98	22	26	10	0	0	2	257
	特	9	10	0	0	3	26	4	3	0	0	1	1	57
	計	594	347	51	7	144	1,202	730	336	66	22	23	5	3,527

(参考) 1/3

3. 小学校・中学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

(1) 不登校児童生徒の学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
R 3	21	54	80	115	152	173	286	302	345	1,528
R 4	58	70	108	144	183	225	321	436	366	1,911
R 5	71	122	141	165	220	255	375	455	479	2,283

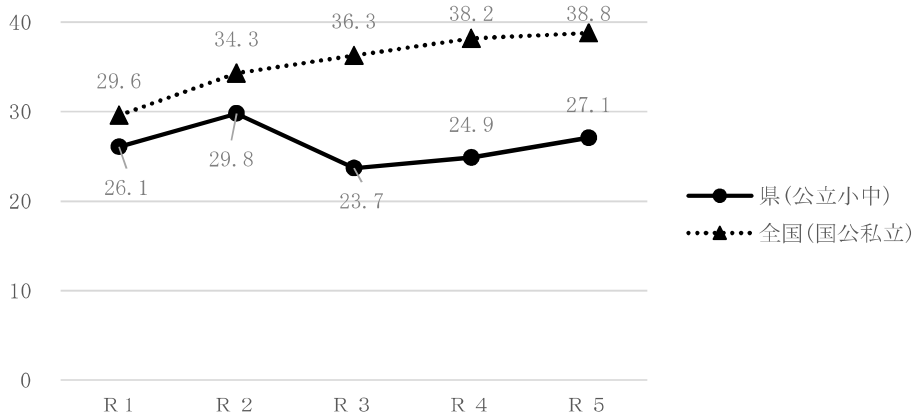
(2) 不登校を把握した事実

		不登校の要因														
		学校に係る状況							家庭に係る状況				本人に係る状況			
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、遊び、非行	無気力、不安	左記に該当なし	
R 4	小学校	主たるもの(一人一つ選択)	3	62	5	31	0	0	4	27	21	90	8	86	383	68
		主たるもの以外に当てはまるもの(一人2つまで選択可)	1	37	11	70	9	1	15	4	17	98	22	78	93	—
	中学校	主たるもの(一人一つ選択)	7	111	5	60	9	7	4	45	21	54	10	133	515	142
		主たるもの以外に当てはまるもの(一人2つまで選択可)	1	40	8	67	14	9	7	21	9	72	18	64	105	—

		不登校を把握した事実														
		あじめの被害の情報や相談があった。	いじめを除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	学業不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校のきまり等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつに関する相談があった。	特別な教育的支援の求めや相談があった。	障害(疑い含む)に起因する相談があった。	個別の配慮(左記の項目以外)についての求めや相談があった。
R 5	小学校	不登校児童生徒について把握した事実(複数回答可)	25	84	46	118	18	38	70	149	246	17	298	249	113	161
		不登校児童数(974人)に対する割合	2.6%	8.6%	4.7%	12.1%	1.8%	3.9%	7.2%	15.3%	25.3%	1.7%	30.6%	25.6%	11.6%	16.5%
	中学校	不登校児童生徒について把握した事実(複数回答可)	19	161	27	158	15	40	57	111	305	38	396	228	107	106
		不登校生徒数(1309人)に対する割合	1.5%	12.3%	2.1%	12.1%	1.1%	3.1%	4.4%	8.5%	23.3%	2.9%	30.3%	17.4%	8.2%	8.1%

※R4までは「不登校の要因」という調査項目が、R5から「不登校を把握した事実」という調査項目に変更

(3) 学校内外の機関で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合(%)



(参考) 2/3

4. 高等学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

(1) 不登校生徒の学年別内訳

	全日制					定時制					
	1年生	2年生	3年生	単位制	合計	1年生	2年生	3年生	4年生以上	単位制	合計
R 3	74	74	43	27	218	0	0	0	1	81	82
R 4	81	78	48	21	228	6	0	2	2	55	65
R 5	82	62	44	64	252	0	0	0	0	55	55

(2) 不登校を把握した事実

		不登校の要因															
		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況				
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐ	教職員との関係をめぐ	学業の不	進路に係る不安	適	クラブ活動、部活動等への不	学校のきまり等をめぐ	適	入学、転編入学、進級時の不	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、遊び、非	無気力、不安	左記に該当なし
R 4	全日制	主たるもの（一人一つ選択）	1	30	0	32	10	3	2	13	2	9	4	10	96	16	
		主たるもの以外にも当てはまるもの（一人2つまで選択可）	1	11	1	7	20	1	0	8	2	5	0	4	13	—	
	定時制	主たるもの（一人一つ選択）	0	4	0	2	2	0	0	13	1	1	1	20	21	0	
		主たるもの以外にも当てはまるもの（一人2つまで選択可）	0	1	0	3	0	0	0	1	1	0	1	5	10	—	

		不登校を把握した事実														
		いじめの被害の情報や相談があった。	いじめを除く友人関係をめぐ	教職員との関係をめぐ	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	学校の見聞等に関する相談があった。	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	報や相談があった。	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	親子の関わり方に関する情報や相談があった。	生活リズムの不調に関する相談があった。	あそび、非行に関する情報や相談があった。	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	不安・抑うつ等の相談があった。	障害（疑い含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	個別の配慮（左記の項目以外）についての求めや相談があった。
R 5	全日制	不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	14	15	2	39	1	20	10	19	53	1	90	39	7	4
		不登校生徒数（252人）に対する割合	5.6%	6.0%	0.8%	15.5%	0.4%	7.9%	4.0%	7.5%	21.0%	0.4%	35.7%	15.5%	2.8%	1.6%
	定時制	不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）	0	1	0	3	1	9	0	3	22	0	4	12	0	0
		不登校生徒数（55人）に対する割合	0%	1.8%	0%	5.5%	1.8%	16.4%	0%	5.5%	40.0%	0%	7.3%	21.8%	0%	0%

※R4までは「不登校の要因」という調査項目が、R5から「不登校を把握した事実」という調査項目に変更

島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針（素案）について

1 策定の趣旨・目的

- ・ 部活動を取り巻く環境は、生徒数の減少、子どもたちの多様なニーズへの対応、教員の負担の軽減など様々な課題が顕在化しており、学校だけでは抱えきれなくなっている。
- ・ 少子化、過疎化が進む本県では、受け皿となる団体、人材などリソースに限りがある。
- ・ 地域の実情に合ったやり方を地域の関係者が知恵を出し合い一緒になって考え、地域の中で子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の環境を整えていくことを目的に、県の方針を策定する。

2 方針の概要

(1) 対象範囲

公立中学校における運動・文化芸術活動（部活動）

(2) 検討の内容

子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を地域において継続して親しむことができる持続可能な環境の構築（部活動の在り方）

(3) 検討の対象期間

「島根かみあり国スポ・全スポ」の開催年度（R12予定）末までの期間を目安とする。

(4) 検討の方法

- ・ 学校設置者である市町村が主体となり、令和7年度末までに関係者による協議会等を必要に応じて設置し、市町村における方針の策定に努める。
- ・ まずは、休日における全ての部活動を対象に、地域のスポーツ団体等による活動（地域クラブ活動）への移行を検討する。
- ・ その上で、活動の受け皿の確保、費用負担、指導者の確保といった課題の解決が難しい場合は、部活動への地域の指導者の配置や複数校による合同部活動などにより、地域と連携して部活動を継続する。

(5) 県の役割

- ・ 必要に応じて市町村等が設置する協議会等へ参加し、説明・助言
- ・ 市町村が情報共有できる機会の確保、他地域での取組事例等の情報提供
- ・ 部活動への部活動指導員や地域連携指導員の配置など、地域人材の育成・活用に係る支援

3 これまでの経過と今後の予定

令和6年7月	部活動地域移行検討委員会発足・第1回検討委員会
令和6年9・10月	第2・3回検討委員会
令和6年11月議会	常任委員会（素案）
令和6年12月～7年1月	パブリックコメント募集・第4回検討委員会
令和7年2月議会	常任委員会（案）
令和7年3月	決定・公表
令和7年度～	具体的な取組方策（パターン・モデル等）の提示

島根県公立中学校における
部活動の地域連携・地域移行に係る方針
(素案)

島根県教育委員会

島根県環境生活部

目次

はじめに.....	1
I 基本方針.....	3
1 基本的な考え方.....	3
2 今後の取組計画.....	4
II 役割分担.....	4
1 県の役割.....	4
2 市町村の役割.....	5
3 学校の役割.....	5
III 地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備.....	6
1 環境整備の考え方.....	6
2 方針検討・体制整備.....	7
3 指導者の質・量の確保.....	7
4 活動場所の確保と移動に係る支援.....	8
5 費用負担の考え方.....	8
6 保険の考え方.....	9
7 活動の周知.....	9
8 高等学校入学者選抜への対応.....	9
9 大会等の在り方と参加機会の確保.....	9

はじめに

部活動の意義

中学校の部活動は、スポーツ・芸術・文化・科学等に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われており、体力や技術、感性の向上を図るだけではなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、充実した学校生活を過ごしていく上で重要な教育活動である。

部活動を取り巻く諸課題

生徒数の減少により、学校単独での大会参加ができないなど、学校単位での部活動が成り立たなくなりつつある。

専門的な指導を受けたい、いろいろなスポーツ・文化芸術活動を体験したい、卒業後に続けられる場所が欲しいといった子どもたちの多様なニーズや、学校における教員の負担、安定的な活動をするための経費確保、施設の老朽化などによる練習環境の悪化といった様々な課題が顕在化しており、学校だけでは、多様で継続的な活動を抱えきれなくなっている。

島根県において、地域の中で持続可能な環境を整えるために

部活動の「地域移行」という言葉から「学校」と「地域」が区分されたものと受け止められるが、学校は地域の中にあり、地域とともに存在している。「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもと、行政、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体（総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団等。以下同じ。）、協会・連盟等が、一緒になって知恵を出し合い、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむための持続可能な環境を地域においてどのように整えていくかが大切である。

ほとんどの地域が中山間地域や離島であり、少子化や過疎化が進む本県においては、受け皿となる団体、人材といったリソースに限りがある。国のガイドラインの趣旨を踏まえつつ、学校においてどのような活動をするのか、地域としてどのように支えるか、限られたリソースの中で、地域の実情に合ったやり方を考える必要がある。

本県における、将来にわたり地域の中で子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動の環境を整えていくことを目的として方針を策定する。

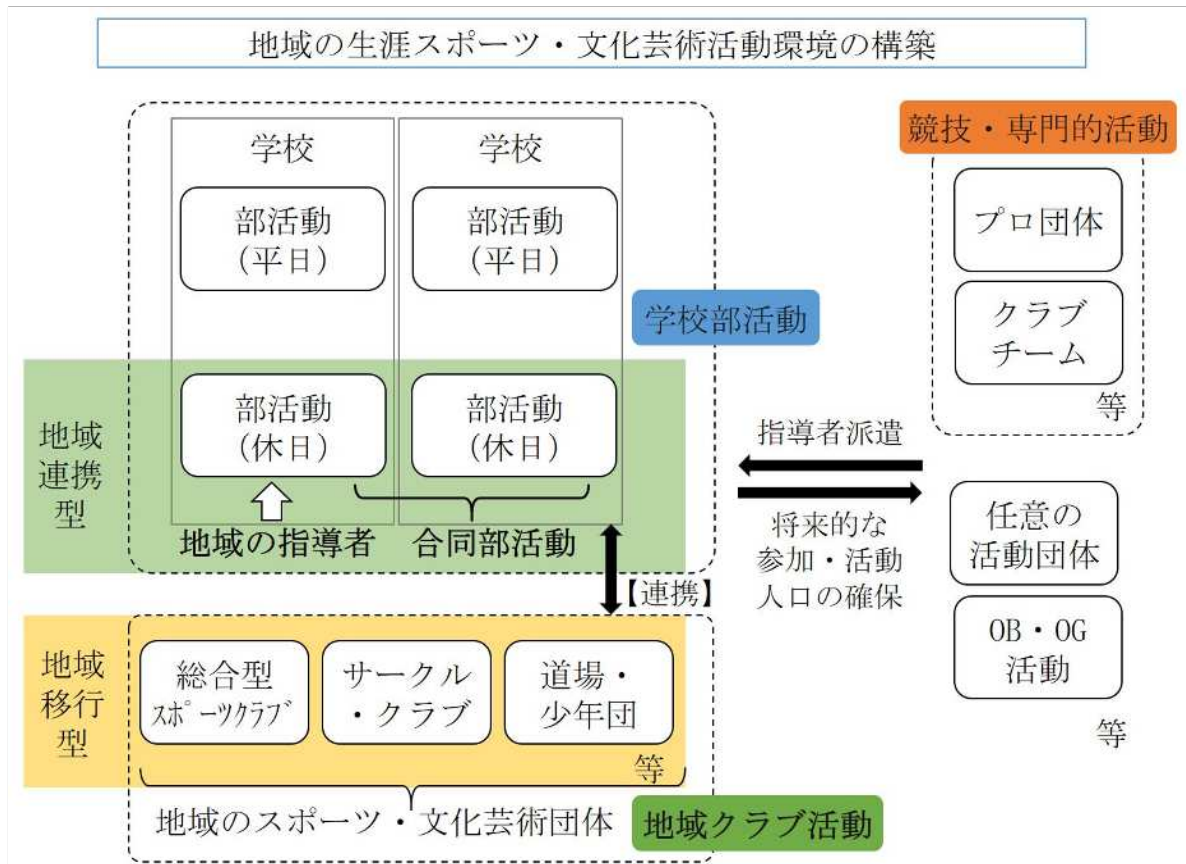
方針の対象範囲

県内の公立中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）の生徒の活動を主な対象とする。高等学校及び私立学校については、公立中学校におけるこれらの取組も参考にしつつ、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

I 基本方針

1 基本的な考え方

- (ア) 公立中学校の学校設置者である市町村が主体となり、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、協会・連盟等が、知恵を出し合い連携を図ることで、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動を継続して親しむための持続可能な環境構築について検討する。
- (イ) 令和12年（2030年）に開催が予定されている「島根かみあり国スポ・全スポ」を見据えて、当該年度末までを目安として、その期間の部活動の在り方について検討する。
- (ウ) まずは、休日（週休日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始の休日。以下同じ。）における全ての部活動を対象とし、地域のスポーツ・文化芸術団体等による活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行（[地域移行型]）を検討する。（移行後の活動は部活動には含めないが、学校との連携や、部活動の教育的意義の継承・発展を考慮したものとする。）
- (エ) その上で、活動の受け皿の確保、費用負担、指導者の確保といった諸課題の解決が難しい場合、部活動への地域の指導者の配置、複数校による合同部活動の実施（[地域連携型]）等、地域の実情に応じて様々な形の体制構築、活動機会の確保を検討し、地域における子どもたちの多様な活動の場として整備を進める。
- (オ) なお、部活動によっては、これまでどおりの活動が当面継続できる見通しがある場合、移行や体制変更をしないこともあり得る。
- (カ) 平日の部活動については、基本的に、教員及び、部活動指導員や地域連携指導員、地域指導者等の外部指導者（以下「部活動指導員等」という。）の指導の下、技術・技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義や効果を有するものとして、時代に合った形で発展させていくこととし、可能な場合は、休日と同様に地域における活動の場を整備していく。



2 今後の取組計画

- (ア) 県は、令和6年度中に基本方針を策定、令和7年度中にモデルケースを示す。
- (イ) 市町村は、令和7年度末までに関係者による協議会等を状況に応じて設置し、学校単位での休日における活動の方向性の検討を踏まえ、県の基本方針を基に市町村の方針の策定に努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、活動の状況を継続的に調査・検証し、令和8年度以降、国の動向も踏まえ、適宜、方針の見直しを行う。

II 役割分担

1 県の役割

(1) 検討体制の構築に係る支援

- (ア) 国の動向を確認するとともに、市町村に対し、国の実証事業に係る支援や、他地域での取組事例の紹介等、情報提供を行う。
- (イ) 市町村の取組状況の把握に努め、市町村が情報共有できる機会の確保及び支援を行う。
- (ウ) 必要に応じて市町村及び学校が設置した協議会等において、説明・助言を行う。
- (エ) 市町村及び学校が設置した協議会等で挙げた課題について、県として対応できることを検討する。また、その内容や状況に応じて、国への要望を行う。

(2) 人材育成・活用支援

- (ア) 将来的に地域のスポーツ・文化芸術活動の指導者となり得る人材の育成・確保のため、部活動への部活動指導員等の配置といった地域人材の育成・活用に係る支援を行う。

2 市町村の役割

- (ア) 学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、協会・連盟、保護者、指導者等、域内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、市町村における方針、具体的な取組、スケジュール等の検討、推進に努める。

その際、市町村における方針、具体的な取組、スケジュール等について、学校、関係団体、指導者等に説明・周知するものとする。

3 学校の役割

- (ア) 市町村の方針に基づき、校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、学校における方針、具体的な取組等の検討、推進に努める。

その際、市町村と連携し、学校における方針、具体的な取組等について保護者を含む関係者等に説明し、理解・承諾を得るものとする。

III 地域スポーツ・文化芸術活動の環境整備

1 環境整備の考え方

(ア) 学校を含む地域が一体となって地域の生涯スポーツ・文化芸術活動を創っていくことを目的に、以下の観点で地域の実情に応じた環境の構築を検討する。

① 部活動が担う新たな役割を考える

- ・ 部活動を、生涯スポーツ・文化芸術活動への入り口として捉え、技術・技能等の向上のみならず、スポーツ・文化芸術活動を楽しむことの本質や重要性、多様な人との関わり方等を学ぶ場とする。
- ・ 生徒が主体となって方針を考えたり活動内容を選んだりし、教員はプロデュースとマネジメントをするなど、生徒の自主性を尊重した活動とする。
- ・ 島根県「部活動の在り方に関する方針」（令和6年2月改訂）に基づき、適切な休養日・活動時間の設定等、生徒に過度な負荷がかかることがないように配慮する。

② 生涯スポーツ・文化芸術活動を学校と学校外が連携して地域に根付かせる
(学校を入り口として、生涯スポーツ・文化芸術活動の形を創造する。)

- ・ 部活動の一部を学校外（総合型スポーツクラブ・道場・サークル等）で行うことで、教育活動としての部活動に加え、さらに活動したい子どもたちに対して、地域での活動の場を準備する。
- ・ 地域に活動を受け入れられる団体がない場合には、地域の協会・連盟等を通じて受け皿となる団体を作ることや、部活動指導員等を活用した学校部活動により、活動の機会を確保する。

③ 競技力や技能の向上を主眼とした活動は学校外と役割を分担する

- ・ 競技力や技能の向上を主眼とした、強化・育成のための活動については、学校外（協会・連盟傘下のクラブ・少年団等）と役割を分担し、連携を図りながら行う。

2 方針検討・体制整備

(ア) 市町村及び学校は、域内及び校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、方針、具体的な取組、スケジュールについて検討する場を設けるよう努める。

その際、市町村は、地域の状況に応じて、県や他市町村と連携を図り、複数校や市町村をまたいだ活動についても検討する。

(イ) 市町村は、学校、地域のスポーツ・文化芸術団体、協会・連盟、保護者等が定期的・恒常的に情報共有・連絡調整を行い緊密に連携する体制を整備するよう努める。

(ウ) 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、協議会等の場も活用し、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(エ) 県は、市町村の取組状況の把握に努め、市町村が情報共有できる機会の確保及び支援を行う。

3 指導者の質・量の確保

(ア) 県は、休日に地域での指導を望む教員が、地域クラブ活動の指導者として従事できるよう、国が示す手引き等も参考にしつつ兼職兼業の取扱いを整理する。

(イ) 市町村は、県の規定や運用及び国が示す手引き等も参考にしつつ兼職兼業の取扱いについて検討する。

(ウ) 市町村は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、また、指導者との連絡調整会議等の開催について検討する。

(エ) 県は、広域スポーツセンターと連携して、指導者の養成や質の向上を目的とした研修会の開催を行う。

- (オ) 県は、「島根かみあり国スポ・全スポ」に向けた競技指導者の確保やスポーツクラブの創設支援などについて、将来的に地域クラブ活動につながるものとなるよう、取組を行う。
- (カ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。市町村は、適宜、研修会の開催や指導助言に努める。

4 活動場所の確保と移動に係る支援

- (ア) 市町村は、地域クラブ活動を行う団体等の学校施設、社会教育施設や文化施設等の利用について、利用を制限する規則の改正や、低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。
- (イ) 市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、行政、学校、関係団体による協議会等を通じて、必要に応じて利用ルールの策定や運用管理のための環境整備について検討する。
- (ウ) 市町村は、地域クラブ活動への参加に係る移動について、参加にあたり個人での移動が困難な生徒への対応や、効率的な移動手段の確保について必要に応じて検討する。

5 費用負担の考え方

- (ア) 市町村は、地域クラブ活動に係る費用負担の在り方について、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等も含め、国の実証事業を活用するなど、検証・検討に努める。
- (イ) 県は、費用負担の在り方や、地域クラブ活動の立ち上げ・維持・運営等に係る諸経費の負担について、国の動向を確認し情報共有を行う。

6 保険の考え方

- (ア) 地域クラブ活動への参加については、保険加入を原則とする。
- (イ) 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、保険加入の管理や費用負担の在り方について、協議・検討を行う。

7 活動の周知

- (ア) 県は、県の方針をホームページ等で公表するとともに、必要に応じて市町村及び学校が設置した協議会等において、説明・周知する。
- (イ) 市町村は、市町村の方針、具体的な取組、スケジュール等について、学校及び保護者を含む学校関係者、並びに関係団体、指導者等への説明や、広報誌等での周知に努める。

8 高等学校入学者選抜への対応

- (ア) 中学校等は、個人調査報告書の「諸活動の記録」欄に在学中のスポーツ活動、文化活動等について記載する際には、学校部活動のみならず地域クラブ活動等の学校外での活動についても状況の把握に努める。
- (イ) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、学校や所属する生徒及び保護者からの求めに応じて、生徒の活動の記録等を提供する。
- (ウ) 県は、中学校等が作成する個人調査報告書には、学校部活動のみならず地域クラブ活動等の学校外での活動についても記載可であることについて入学者選抜実施要綱に明記するとともに、そのことについて中学校等及び各高等学校とその設置者等関係機関への周知に努める。

9 大会等の在り方と参加機会の確保

- (ア) 県は、中学校等の生徒を対象とした大会等において、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や複数校合同チームも参加できるよう、

県大会、地区大会及び市町村大会における規定の整備・運用について、中学校体育連盟、競技団体（文化芸術団体含む）等と協議をしていく。

- (イ) 県は、中学校等の生徒を対象とした大会等の引率に関して、学校部活動においては部活動指導員及び地域連携指導員、地域クラブ活動においては実施主体の指導者が行うことを可能とするよう、規定の整備・運用について、中学校体育連盟、競技団体（文化芸術団体含む）等と協議をしていく。

【参考資料】

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
：スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf